平成２１年（フ）第１８０２号
名古屋市中区千代田３丁目４番17号　ルネ鶴舞805号
債務者　寺島　一男
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８３８号
名古屋市守山区市場17番30号　マンションサンパール101号
債務者　MOHAMED　SIYARD　MOHAMED　HAMZA（モハメッド　シャード　モハメッド　ハムザ）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９２２号
愛知県津島市神守町字二ノ割48番地１
債務者　鳥居　智子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９５４号
名古屋市守山区川東山1434番地　有限会社やすらぎ内、住民票上の住所名古屋市北区西味鋺２丁目613番地
債務者　山下　徳夫
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１７号
大阪府河内長野市木戸１丁目37番１―302号、前住所大阪府河内長野市市町291番地の10
債務者　サークルＫ河南町一須賀店こと　杉本篤
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
堺市西区津久野町３丁33番23―203号
債務者　松岡　竜彦
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２３号
大阪府松原市一津屋４丁目16番20号
債務者　大山　清美（旧姓濱下）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番６号
債務者　菊崎開発こと　菊崎　達哉
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
大阪府藤井寺市藤井寺３丁目４番６号
債務者　菊崎真由美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７４６号
大阪府藤井寺市野中５丁目４番４―102号
債務者　眞明　東秀
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
大阪府松原市天美南５丁目１番19―202号
債務者　森下　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７５７号
堺市美原区南余部西１丁目１番３―309号
債務者　木村　修美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
大阪府富田林市木戸山町７番25号、旧住所大阪府堺市浜寺元町１丁52番地浅田住宅
債務者　溝上　徳一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８０６号
堺市西区原田226―１、住民票上の住所大阪府岸和田市西之内町41番13号
債務者　三田　博和
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
堺市北区北花田町２丁220番地　スイートピーヒルＴＫ306号
債務者　保井　直美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２０号
大阪府松原市岡２丁目８番２―503号
債務者　仲本　兼和
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２１号
大阪府松原市岡２丁目８番２―503号
債務者　仲本ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係